

## ～ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業のご案内～

この事業は、ひとり親家庭の親ならびに、ひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目標とする場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講し、修了した場合に受講修了時給付金を支給します。また、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、合格時給付金を支給します。

### 1 支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 20歳未満の子を扶養している方
- (2) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方
- (3) 児童扶養手当を受給している方、年金受給や親族との同居のために児童扶養手当は受けていないが本人の所得が、児童扶養手当の受給水準と同様であること
- (4) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (5) 過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受給したことがないこと

### 2 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし市長が適当と認めたものが対象です。

### 3 支給額

#### (1) 受講修了時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%(上限10万円、下限4千円)

#### (2) 合格時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%

※受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計は、15万円とします。

※受講料には、補講費や受講施設が実施する各種行事への参加費などは含まれません。

問い合わせ先

福島市こども家庭課 Tel:024-525-3780

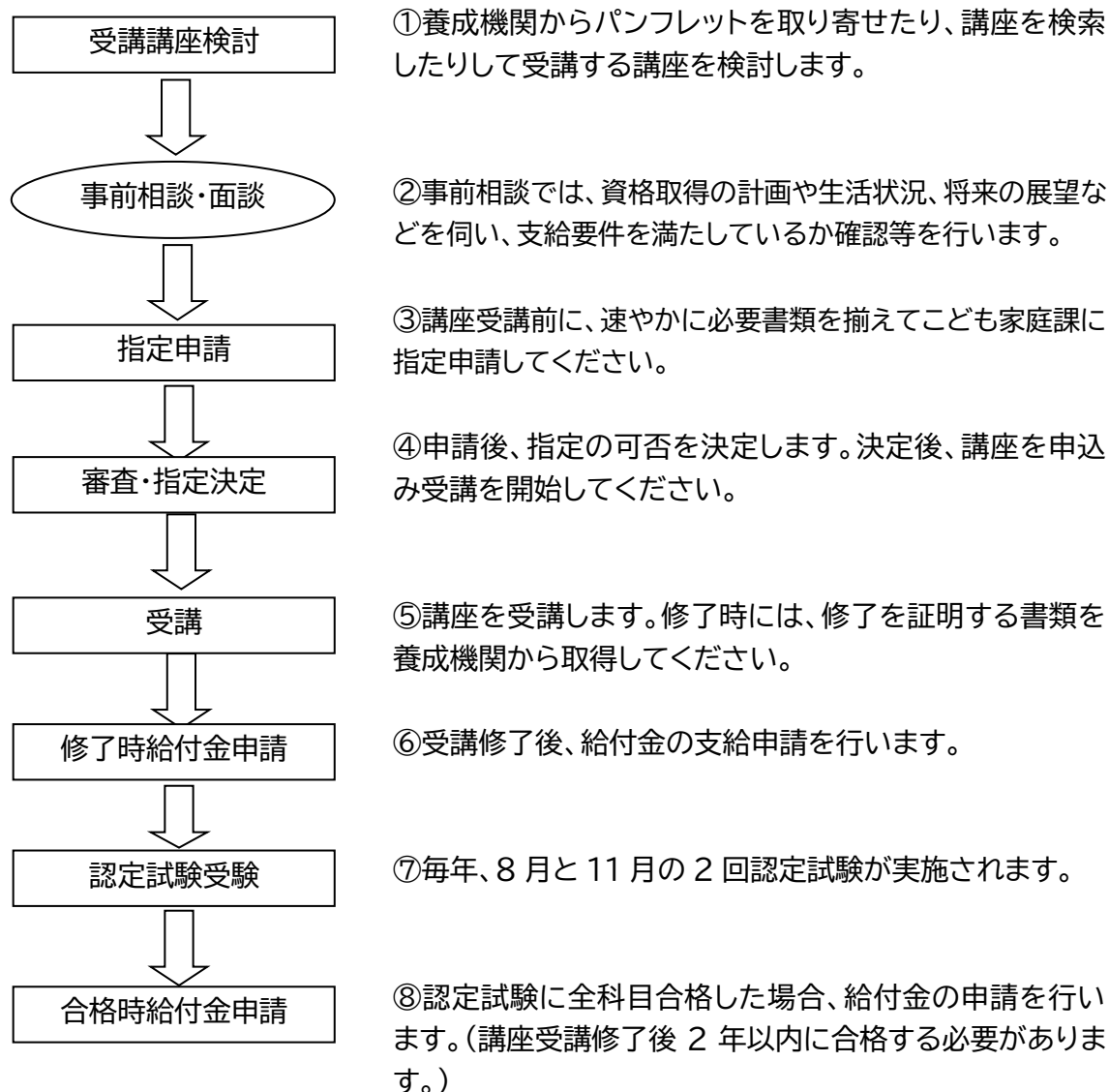
Mail:ko-katei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

※申請は、こども家庭課に事前相談のうえ受け付けます。

来所時、担当職員が不在の場合がありますので、事前の電話相談・来所予約をお願いします。



#### 4 手続きの流れ



#### 【申請時必要書類】

- ①受講対象講座指定申請書または給付金支給申請書(修了給付・合格給付時)
  - ②母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本(申請の1か月以内に発行されたもの)
  - ③世帯全員の住民票
  - ④児童扶養手当又は所得・課税証明書
  - ⑤受講を希望する講座のパンフレットその他講座の内容が分かるもの
  - ⑥受講対象講座指定通知書
  - ⑦受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
  - ⑧受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
  - ⑨文部科学省が発行する合格証書の写し
  - ⑩その他市長が必要と認める書類
- ※⑥、⑦修了時給付金・合格時給付金申請時必要
- ※⑦、⑧修了時給付金申請時必要、⑨合格時給付金申請時必要